

岬町告示第12号

農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づく地域計画（案）を作成しましたので、同法同条第7項の規定により、岬町都市整備部産業観光促進課の窓口において公告・縦覧します。

なお、縦覧期間中に利害関係者は、地域計画（案）に対し、岬町に意見書を提出することができます。

令和7年3月4日

岬町長 田 代 堯